

## 非自発的失業者の方へ 国保税が軽減できます

①または②のいずれかに該当する非自発的失業者の国保税は、失業した次の日からその翌年度末までの期間、前年所得の給与所得を30/100として算定します(基準を満たせば7・5・2割軽減を適用)。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として判定します。

- ①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等の事業主の都合により失業した方)
- ②雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了などにより失業した方)

※手続きに必要なもの

雇用保険受給資格者証・納税義務者(世帯主)の認印

## 新型コロナウイルス 感染症に伴うお知らせ

### ◆新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入が3割程度下がり、納付が困難になった場合、減免の制度があります。令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている令和3年度の国保税が対象で、申請が必要です。収入の減少を証明する書類等を添付していただくこととなりますので、詳しくはお問い合わせください。

### ◆新型コロナウイルス感染症に伴う被保険者等に対する傷病手当の支給について

給与等が支払われている国保の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いがあり労務に就けず、給与等を受けることができなかった場合、傷病手当金を支給する制度があります。この制度の利用には申請が必要で、事業主の証明などを添付していただくこととなりますので、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】  
市民保険課保険班 ☎53・3115

国保税の納税通知書を7月中旬に発送します。同封のお知らせ文書に、国保についての詳しい内容を記載していますので、ご覧ください。

国保税の納税通知書は  
7月中旬に発送します

# 国保の お知らせ

## 税率等内訳

区分	国保税		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	※令和2年中の総所得金額等－基礎控除(43万円)		
	8.5%	3.0%	2.4%
均等割	※加入者1人につき		
	26,400円	8,400円	9,000円
平等割	※1世帯につき		
	20,000円	8,000円	7,000円
最高額	※1世帯につき		
	61万円	19万円	16万円

令和3年1月1日より、給与所得控除・公的年金控除の10万円引き下げに伴い、基礎控除が33万円から43万円になります。

- ◆後期高齢者支援金分を全被保険者に、介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方に、国保税として負担していただいています。
- ◆所得により、均等割・平等割の7割、5割、2割を軽減する制度があります。
- ◆病気や災害等で国保税の納付が困難な場合は申請により減免されることがあります。

## ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持っています。かかりつけ医や薬剤師と相談のうえ、ジェネリック医薬品を選択することができます。ジェネリック医薬品を選択することにより、自己負担額が軽減される方については、ジェネリック医薬品普及促進差額通知書を送付します。

なお、差額通知書の送付を希望しない方は、ご連絡をお願いします。

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 令和3年度の保険料率

均等割 **54,316円** (昨年度から据え置き)

所得割 **10.49%** (昨年度から据え置き)

※後期高齢者医療制度の保険料は、全員に等しく負担していただく『被保険者均等割額』と所得に応じて負担していただく『所得割額』を合計して被保険者個人ごとに算出します。

■問い合わせ先  
市民保険課保険班  
☎53-3115

## 令和3年度の保険料では次の変更があります

### ◆被保険者均等割額の軽減対象者の範囲が変わります

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
		改正前	改正後
7割	16,294円	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者等の数-1)以下
5割	27,158円	33万円+(28万5千円×被保険者数)以下	43万円+(28万5千円×被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
2割	43,452円	33万円+(52万円×被保険者数)以下	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下

※令和2年度に『7.75割軽減』となっていた方は、『7割軽減』に変わります。

### ◆新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染等により、労務に就けない期間が3日間を超え、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合など、一定の条件を満たす方に傷病手当金を支給します。この制度には申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

### ◆新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免について

新型コロナウイルスの影響により、被保険者の属する世帯の世帯主の収入が減少し、保険料を支払うことが困難と認められた場合には、保険料が減額または免除されます。この制度には申請が必要で、申請期限は令和4年3月31日です。詳しくはお問い合わせください。

保険料等の詳しい内容については、7月中旬に送付する後期高齢者医療被保険料額決定通知書に同封するリーフレットをご覧ください。

## 保険料額決定通知書兼納付通知書と新しい保険証を発送します

### 保険料額決定通知書兼納付通知書は

**7月中旬**に発送予定です

個人ごとの令和3年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、次のいずれかの方法となります。

### 特別徴収(年金天引き)

原則として、年金の受給額が年額18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方は年金から天引きされます。

### 普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により納付をお願いします。

### 新しい保険証は

**7月下旬**に発送予定です

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は7月下旬にお届けします。また、後期高齢者医療限度額適用認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までです。現在認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には、新しい認定証をお届けします。

